

第39号議案

東大和市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市税条例等の一部を改正する条例
(東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第9条第2項第2号」を「前条第2項第2号」に改める。

第20条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第43条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第21条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条の2中「、所得割」を「、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割」に改める。

第31条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第33条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第43条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第45条第1項第5号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第58条第2項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第78条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第79条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第80条第1項中「第78条第1項」を「第78条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第84条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、

「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「製造たばこ」を「第4項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第78条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第80条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.

5 本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第80条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第81条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第82条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第78条の2の規定を適用する。

第84条第1項中「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第2号等」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条中第9項を第27項とし、第8項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

付則第10条の2中第7項を第24項とし、第6項を第23項とし、第5項を第22項とし、第4項を第6項とし、同項の次に次の15項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

付則第10条の2中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

付則第10条の2第1項を同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

付則第18条の8中「(平成14年法律第22号)」を削る。

付則第18条の12第1号中「個人番号又は法人番号(」を「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(」に改める。

付則第22条の8中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

付則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

付則第18条の10(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第18条の11(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

付則第22条の8中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第81条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第

11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第81条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 東大和市税条例の一部を次のように改正する。

第79条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第80条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(東大和市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 東大和市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「東大和市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第78条第1項」を「東大和市税条例第78条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東大和市税条例第10条第3項第1号、第45条第1項第5号及び第58条第2項第5号の改正規定並びに同条例付則第10条の2の改正規定(同条第26項に係る部分を除く。)並びに同条例付則第18条の8及び付則第18条の12第1号の改正規定並びに附則第3条第1項から第17項までの規定 公布の日

(2) 第1条中東大和市税条例第21条の改正規定(「によつて」を「により」に改

める部分及び「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。) 及び同条例第33条の2の改正規定並びに同条例付則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中東大和市税条例第80条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中東大和市税条例第20条第1項及び第3項並びに第43条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条の規定並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中東大和市税条例第21条の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第31条の2及び第31条の6の改正規定並びに同条例付則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条の規定並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中東大和市税条例付則第10条の2の改正規定(同条第26項に係る部分に限る。)及び附則第3条第18項の規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日

(11) 第1条中東大和市税条例付則第22条の8の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の東大和市税条例(次条において「新条例」という。)第20条第1項及び第3項並びに第43条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第10条の2第1項の規定は、平成30年4月1日以後に取得さ

れる地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「新法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第4項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成30年4月1日以後に指定される新法附則第15条第29項に規定する指定避難施設の用に供する家屋（同項第1号に規定する指定避難施設避難用部分に限る。）に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成30年4月1日以後に締結される新法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項第2号に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成30年4月1日以後に締結される新法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項第3号に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例付則第10条の2第10項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項第1号に規定する指定避難用償却資産に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例付則第10条の2第11項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項第2号に規定する協定避難用償却資産に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例付則第10条の2第12項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号イに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例付則第10条の2第13項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新条例付則第10条の2第14項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

11 新条例付則第10条の2第15項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに

取得される新法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

12 新条例付則第10条の2第16項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13 新条例付則第10条の2第17項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第2号イに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

14 新条例付則第10条の2第18項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

15 新条例付則第10条の2第19項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号イに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

16 新条例付則第10条の2第20項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

17 新条例付則第10条の2第21項の規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

18 新条例付則第10条の2第26項の規定は、生産性向上特別措置法の施行の日以後に取得される新法附則第15条第47項に規定する機械装置等に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべ

きであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(東大和市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(この条例による改正後の東大和市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第78条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第16条、第84条第4項及び第5項、第87条並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第84条第1項若しくは第2項、	東大和市税条例等の一部を改正する条例(平成3
------	-----------------	------------------------

		0年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第16条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第16条第3号	第69条の6第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第87条第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第88条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第16条第3号の項中「第69条の6第1項の申告書、第84条第1項」とあるのは、「第84条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の東大和市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第16条、第84条第4項及び第5項、第87条並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第84条第1項若しくは第2項、	東大和市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改
------	-----------------	--

		正条例」という。) 附則第9条第3項、
第16条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第16条第3号	第69条の6第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第87条第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第88条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の東大和市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第16条、第84条第4項及び第5項、第87条並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第84条第1項若しくは第2項、	東大和市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第16条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第16条第3号	第69条の6第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限

	告書でその提出期限	
第 8 4 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 8 4 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項
第 8 7 条第 1 項	第 8 4 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 2 項
	当該各項	同項
第 8 8 条第 2 項	第 8 4 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項

- 5 33年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。